

西条市社会福祉協議会の住所、連絡先



西条市社会福祉協議会は、西条市東予総合福祉センターに本所を置き、4支所、1施設を配置しています。地域福祉事業や在宅介護事業をとおして福祉のまちづくりを進めていますので福祉の問題などお気軽にご相談ください。執務時間は月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の8:30～17:15です。

▶ 本所

〒799-1371 西条市周布606-1
西条市東予総合福祉センター内
TEL 0898-64-2600 FAX 0898-64-3920

- ◆ボランティアセンター
- ◆障害者相談支援センター
- ◆自立相談支援センター



▶ 東予支所

〒799-1371 西条市周布606-1
西条市東予総合福祉センター内
TEL 0898-64-2600 FAX 0898-64-3935

- ◆ケアプランセンター
- ◆ヘルパーセンター
- ◆訪問入浴センター
- ◆デイサービスセンターひまわり



▶ 西条支所

〒793-0041 西条市神拝甲324-2
西条市総合福祉センター内
TEL 0897-53-0873 FAX 0897-52-0234

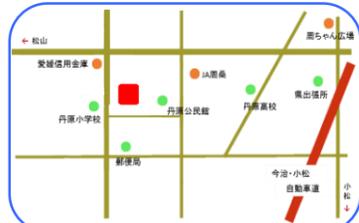
- ◆ボランティアセンター西条
- ◆ケアプランセンター西条
- ◆ヘルパーセンター西条
- ◆訪問入浴センター西条



▶ 丹原支所

〒791-0508 西条市丹原町池田1733-1
西条市丹原サービスセンター内
TEL 0898-76-2433 FAX 0898-68-0159

- ◆ケアプランセンター丹原出張所
- ◆デイサービスセンターさくら
- ↳ 西条市丹原町来見乙26-2
TEL 0898-73-2960 FAX 0898-73-2965



▶ 小松支所

〒799-1101 西条市小松町新屋敷乙48-1
西条市小松地域福祉センター内
TEL 0898-72-6363 FAX 0898-72-6555

- ◆ケアプランセンター小松
- ◆ヘルパーセンター小松
- ◆デイサービスセンターつばき



▶ 児童発達支援センターひまわり

〒799-1364 西条市石田339-1
TEL 0898-65-6144 FAX 0898-55-8821



ふれあいあふれる

福祉のまちづくりをめざして



もくじ

- * 社会福祉協議会とは・・・1
- * 住民会員制度、共同募金・・・2
- * 地域福祉事業・・・3
- * 福祉教育・・・5
- * ボランティアセンター事業・・・6
- * 相談業務・指定管理業務・・・7
- * 福祉サービス・・・8
- 介護予防・生活支援サービス
- 障がい者相談支援サービス
- * 介護保険サービス・・・9
- 介護予防・生活支援サービス
- 障がい者福祉サービス



社会福祉法人 西条市社会福祉協議会

HP ⇨ 西条市社会福祉協議会 <http://www.saijoshakyo.or.jp/>



HP

社会福祉協議会は

地域福祉活動を進める

民間福祉団体です

社会福祉協議会は

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき全国の都道府県、市区町村に設立され、住民を主役とした地域福祉を進める民間福祉団体(社会福祉法人)です。

その組織は、地域における公私の福祉関係組織を網羅し、また住民総参加のもとに成り立つもので、地域福祉推進の中核組織として社会福祉法に位置付けられています。

みんなが幸せになれるよう、みんなで住みよいまちづくりを進める福祉団体。それが社会福祉協議会です。略して**社協(しゃきょう)**と呼ばれています。

社会福祉協議会の活動原則

■住民ニーズ基本の原則

住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

■住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自立的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

■民間性の原則

民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動を進めます。

■公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健、医療、教育、労働等の関係機関・団体・住民等との協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。

■専門性の原則

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めます。

社協シンボルマーク(愛媛県)



愛媛県社会福祉協議会が創立50周年記念事業として平成13年に公募により作成したシンボルマークです。

このマークはハートを抱きしめる人々を表しています。人それぞれが持つ「やさしさ」を大切に抱きしめて、次の時代につながる様々な活動を羽ばたく鳥のように自由でしなやかに進めていきたいと、そんな想いがこめられています。

西条市社会福祉協議会は

西条市社会福祉協議会は、平成16年11月1日、市町合併に合わせて西条市社会福祉協議会、東予市社会福祉協議会、丹原町社会福祉協議会、小松町社会福祉協議会が合併して誕生しました。

本所を中心に、西条支所、東予支所、丹原支所、小松支所を配置し、西条市における地域福祉を推進しています。

支部社会福祉協議会

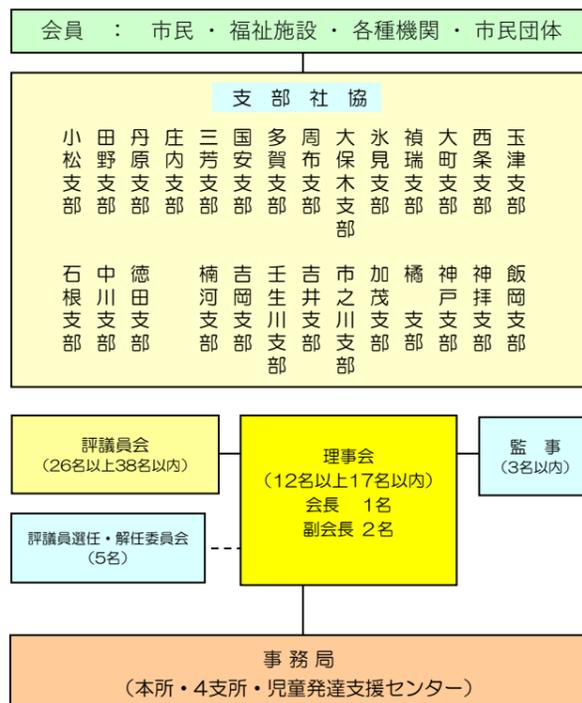
地域福祉を進めるために各小学校区単位を基本に社会福祉協議会支部を設置し、市民の皆様により近いところで福祉活動を行っています。

組織は民生・児童委員や自治会役員を中心に地域の様々な団体を含めた住民参加の組織としており、「**支部社協**」と呼んでいます。

活動財源は、住民会費、共同募金配分金、補助金、寄付金等でまかなわれており、地域福祉推進のため、様々な自主事業を行っています。

西条市社協の組織体制

西条市社会福祉協議会は、市民による市民のための福祉団体として、地域の様々な団体・組織をととして市民総参加の体制としています。



訪問入浴介護サービス

家庭での入浴が困難な方に入浴設備を積載した移動入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。看護師を中心としたスタッフがサービスを行いますので、安心して心身のリフレッシュが行えます。

訪問入浴センター名称	住所	電話番号
■西条市社会福祉協議会訪問入浴センター西条	神拝甲324-2	0897-56-7880
■西条市社会福祉協議会訪問入浴センター	周布606-1	0898-64-2600

※営業日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 営業時間 8:30～17:15



通所介護サービス

通所介護事業(デイサービス)は、通所の方法により要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことによって利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

介護保険要介護認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とした2種類のデイサービスを実施しています。

介護保険デイサービス事業 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険要介護認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、3事業所においてデイサービス事業を行っています。



デイサービスセンター名称	住所	電話番号
■西条市社会福祉協議会デイサービスセンターひまわり	周布606-1	0898-76-1673
■西条市社会福祉協議会デイサービスセンターさくら	丹原町来見乙26-2	0898-73-2960
■西条市社会福祉協議会デイサービスセンターつばき	小松町新屋敷乙48-1	0898-72-6363

※営業日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 営業時間 8:00～16:45

サービスの特徴

- ◆送迎 車イス対応車等で自宅まで送迎します。
- ◆入浴 特殊浴槽を備えていますので車イスの方も安心して入浴できます。
- ◆食事 利用者の状態に応じた調理方法により栄養バランスのとれたおいしい食事を提供します。
- ◆行事 季節に応じた外出行事を行い、四季の変化や社会参加を楽しみます。また、誕生会等のイベントも多数提供しています。



サービス内容(例)

- 8:00～ 自宅までお迎え
- 9:00～ 湯茶サービス
健康チェック
- 11:00～レクリエーション
(リハビリゲーム)
- 12:00～ 昼食
- 13:00～ 入浴
- 14:00～レクリエーション
- 15:00～ おやつ
- 15:30～ フリータイム
- 16:00～ 終わりの体操
- 16:20～ 自宅までお送り

児童発達支援事業

お子さんの特性や困り感に寄り添い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、一人ひとりに合った支援をする「通所支援」、お子さんの通っている幼稚園や保育所へ訪問し、安心して集団生活が送れるように先生たちにアドバイスをする「訪問支援」を行っています。



- 利用対象児
原則として未就学児で、通所受給者証を取得されている方です。



児童発達支援センターひまわり

児童発達支援センター名称	住所	電話番号
■西条市社会福祉協議会児童発達支援センターひまわり	石田339-1	0898-65-6144

※営業日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 営業時間 8:30～17:15



在宅での生活を支える

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス 障がい者総合支援サービス

居宅介護支援サービス

介護保険サービスを利用するためには、要介護認定やケアプランの作成が必要となります。本会では、各支所にケアプランセンターを設置し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用される皆さんの状況を十分把握したうえで、介護認定申請の代行や中立・公正なケアプランを作成し、支援しています。

ケアプランセンター名称	住 所	電話番号
■西条市社会福祉協議会ケアプランセンター西条	神拝甲324-2	0897-56-7836
■西条市社会福祉協議会ケアプランセンター	周布606-1	0898-64-2600
■西条市社会福祉協議会ケアプランセンター丹原出張所	丹原町池田1733-1	0898-68-0280
■西条市社会福祉協議会ケアプランセンター小松	小松町新屋敷乙48-1	0898-72-6363

※営業日 月曜日～金曜日（祝日除く） 営業時間 8:30～17:15

サービス内容

- ◆介護保険認定代行申請
- ◆訪問調査
- ◆ケアプラン作成
- ◆アセスメント
- ◆相談・助言
- ◆事業者との連絡調整
- ◆サービス担当者会議の開催
- ◆給付管理業務
- ◆その他の支援



訪問介護サービス・障がい者居宅介護サービス

介護保険要介護認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者並びに障害者総合支援事業対象の方の在宅生活を支えるため、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、身体介護や家事など日常生活のお手伝いを行います。従業者全員、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級含む）～介護福祉士の資格を有し、利用者の立場を尊重した、笑顔のヘルプサービスを提供しています。

ヘルパーセンター名称	住 所	電話番号
■西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	神拝甲324-2	0897-56-7880
■西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	周布606-1	0898-76-7055
■西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	小松町新屋敷乙48-1	0898-72-6363

※営業日 月曜日～金曜日（祝日除く） 営業時間 8:30～17:15

サービス内容

- ◆基本サービス 健康チェック、環境整備、相談・助言
- ◆身体介護 食事介助、排泄介助、衣類着脱、入浴介助、身体清拭、通院介助、その他
- ◆生活援助 調理、洗濯、補修、掃除、買物、連絡、その他

<障がい福祉サービス>

- ◆居宅介護 身体介護、家事援助、その他生活に関する相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。
- ◆同行援助 視覚障がいにより、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報等の支援を行います。
- ◆移動支援 障がい者等の身体的介護、見守り、助言、誘導等の支援を行います。



有償日常生活支援サービス「ほほえみ」

市内にお住まいの公的サービス等を利用されている方で、自立した日常生活をおくるために制度外サービスを希望される方を対象に、「有償日常生活支援サービス「ほほえみ」」を提供しています。有資格者で経験豊富なヘルパーがお手伝いしますので安心してご利用いただけます。

サービス内容

身体の介護に関すること	生活の援助に関すること
入院時の食事介助	入院時の準備
通院等の介助及び待ち時間の介護	入院中の洗濯、買物
外出時の付き添い（慶弔事、墓参り等）	薬の受け取り（市内病院のみ）
その他必要な身体の介護	その他必要な生活援助

※営業日 月曜日～金曜日（祝日除く） 営業時間 8:30～17:15

サービス利用料

- 身体介護 1時間 1,700円
 - 生活支援 1時間 1,500円
- 時間外の場合は割増になります。利用時間は原則1時間とし、以降30分毎に加算になります。

福祉のまちづくりをめざして

ネットワークを活かした 活動を進めます

皆さんに支えられて～住民会員制度～

西条市社会福祉協議会の財源は大別して「公的補助金」「共同募金配分金」「寄付金」「自主財源」に分けられます。この内、自主財源として市民の皆様にご協力をお願いしているのが「住民会員制度」会費です。本会では次のとおり会費額を定め、市民の皆様にご協力をお願いし、地域福祉事業や支部社協の活動費用とさせていただきます。

- ◆一般会員 年額 500円
- ◆団体会員 年額 2,000円
- ◆賛助会員 年額 1,000円以上



社協会費による事業

- ◆支部社協事業 各支部の会費実績の2分の1が支部社協の活動費として地域福祉事業の費用にあてられます。
- ◆地域福祉事業 在宅介護者の会費、ふれ愛ベンチ設置、福祉団体育成広報活動等に活用します。
- ◆福祉教育事業 市内小中高校を福祉協力校として児童・生徒の福祉活動を支援します。
- ◆ボランティア活動振興事業 各種ボランティア活動を支援します。

社会福祉大会の開催

市民の皆さんに社会福祉協議会活動や地域福祉を広くアピールし、福祉のまちづくりを進める契機とするため「西条市社会福祉大会」を開催し、福祉功労者表彰やダイヤモンド婚頭彰、記念講演を行っています。また、特別行事として市内の福祉施設による作品展示即売会を開催し、自立への願いを込めた手作り作品に大勢の市民で賑わいます。



共同募金運動への協力

「赤い羽根共同募金」の愛称で毎年10月1日から全国一斉に行われている共同募金運動は、民間福祉活動の振興に大きな役割を果たしています。西条市社会福祉協議会では西条市共同募金委員会の事務を受託し、共同募金運動の推進に協力しています。

共同募金の使いみち

市民の皆様にご協力いただいた募金は全て地域福祉充実のために活用されています。

- ◆県内の福祉施設や民間福祉団体の活動資金
- ◆社会福祉協議会の地域福祉事業
- ◆支部社会福祉協議会の活動費
- ◆詳しくはHP⇒「西条市共同募金委員会」



街頭募金活動

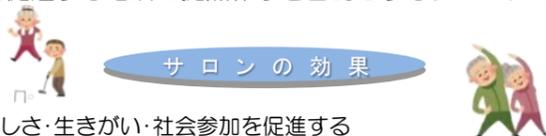
ふれあいあふれる地域づくりに

みんなが支えあい助けあう

地域福祉事業を進めます

ふれあい・いきいきサロン事業

「ふれあい・いきいきサロン」は、自分たちが暮らす身近な地域において参加者が主体となって自主的に運営し、ふれあいをとおして仲間作りの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する地域の拠点作りを目的とするグループで、各地区でサロン作りを進めています。



サロンの効果

- 楽しさ・生きがい・社会参加を促進する
- 閉じこもらせない
- 無理なく体を動かせる
- 生活のメリハリがつく
- 地域のつながりが深まる



設立時及び運営助成を行います

ぬくもりボランティア事業

「自分の暮らす“まち”をよりよくしたい！」という地域住民の主体性に基づき、有償ボランティアサービスをとおして、住民同士の支え合い活動を行うことで、『他人事』ではなく、『我がごと』・『丸ごと』の地域づくりを育むとともに、制度では対応できない身近な生活課題を解決していくことを目的に実施しています。



- 利用会員 市内に居住する高齢者、障がい者、父子、母子世帯等で、日常生活の援助を受けたく本事業利用会員に登録された方
- 協会員 市内に居住し、心身ともに健全で、熱意をもって、本事業に協力ができ、協会員に登録された方

敬老の家事業

「敬老の家事業」は、70歳以上の一人暮らし高齢者や、当該地域出身の福祉施設入所者を招待し、孤独感の解消などを目的に各支部社協で趣向を凝らした行事を実施しています。

- 食事の提供
- レクリエーション
- 世代交流
- 健康相談

在宅介護者の会事業

「在宅介護者の会」は、在宅介護者の支援を目的に支部社協単体に組織し、地域の福祉関係者等の世話で介護者及び要介護者の福祉向上を促進するため様々な行事を実施しています。

- 研修会の開催
- リフレッシュ事業
- 福祉関係者との懇談会
- 介護相談

福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安がある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすれば福祉サービスを利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。そのような方ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるようお手伝いする「福祉サービス利用援助事業」を実施しています。

サービス内容

- 福祉サービスの利用援助サービス
 - 日常的な金銭管理サービス
 - 書類等の預かりサービス
 - その他必要なサービス
- ※利用料は1時間1,000円
※生活保護受給者は無料



法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方の預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上保護）を支援していく成年後見業務を法人として受任する「法人後見事業」を実施しています。



ダイヤモンド婚頭彰

長年にわたり人生を共にし、結婚60年のダイヤモンド婚式を迎えたご夫婦を顕彰することによって明るい長寿社会づくりに資することを目的に実施しています。



住み慣れた地域で元気に暮らすために

福祉サービス、介護予防・生活支援サービス

障がい者相談支援サービス

高齢者の在宅生活を支援します

軽度生活援助事業



日常生活上の援助が必要な65歳以上の在宅高齢者世帯を対象に、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止することを目的に、介護保険法に規定する訪問介護サービスの対象とならない草引きや大掃除等を行います。

食の自立支援（配食サービス）事業

在宅高齢者等の生活の支援と生活の質の向上を図るとともに、一人暮らし高齢者等の安否確認を行うことで地域福祉の向上を進めることを目的として食の自立支援事業（配食サービス）を行っています。調理及び配食は全て専門の業者によるもので、栄養バランスのとれたおいしい食事をお届けしています。



生きがい対応型デイサービス

要介護状態になるおそれのある高齢者や自宅に閉じこもりがちな高齢者を対象に生きがい型デイサービスを提供し、介護予防と社会参加を促進しています。

- 西条支所 東部地域交流センター、西部地域交流センター、西条市総合福祉センター
- 東予支所 南地域交流センター、北地域交流センター、西条市東予総合福祉センター
- 丹原支所 丹原高齢者生活福祉センター
- 小松支所 小松生きがいデイサービスセンター



産前産後ママを支援します

産前産後ヘルパー派遣事業

産前産後の時期にあり、日中に家族等の支援が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行います。



実施場所	住所	電話番号
■ 西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	神拝甲324-2	0897-56-7880

障害者相談支援センター

障害者相談支援センターは、障がい者福祉等について各種相談に応じる専門機関です。住み慣れた自宅や地域で暮らせるように、また、ご家族や介護する方がゆとりをもって生活できるように、専門職員がご相談をお受けし、支援を行います。（相談は無料で、秘密は厳守します。）

障害者相談支援センター業務内容

- 福祉の制度やサービスに関すること
- 就学、就労に関すること
- 地域で生活するための支援に関すること
- 関係機関の紹介、連絡等
- その他、悩みごとの相談等

障がい者交流スペース「ふらっと」開設

障がいのある方のパソコン学習や憩いの場として東予総合福祉センター2階に障がい者交流スペース「ふらっと」を開設・運営しています。

- 利用対象者 障がいのある方を優先し、登録制
- 利用日 月曜日～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15
- 利用料 無料



「ふらっと」

相談・情報発信・施設管理

地域福祉活動の拠点として 福祉のまちづくりを進めます

福祉相談を行っています

ふれあいあふれる福祉のまちづくりを進めるために各種福祉相談を行っています。「一人で悩まず先ず相談！」が解決への早道です。(相談は無料で、秘密は厳守します。土日祝日、年末年始は休み。)



心配ごと相談

各支所で心配ごと相談所を開設し、あらゆる悩み事の相談に応じます。

- 西条支所 月曜日～水曜日 (13:00～15:00)
- 東予支所 毎週金曜日 (10:00～12:00)
- 丹原支所 第2、4木曜日 (13:00～15:00)
- 小松支所 第1、3、5木曜日 (13:00～15:00)

介護相談

介護方法、福祉制度や福祉機器の紹介、介護サービスの手続き等、介護に関する相談に応じます。

- 各支所 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

福祉相談

福祉に関する相談に応じます。

- 各支所 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

ボランティア相談

ボランティアセンターで、ボランティア活動の方法や活動の紹介・斡旋を行います。

- 本所・西条支所 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

障がい者相談

障害者相談支援センターで障がい者福祉に関する相談に応じます。

- 本所 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

生活困窮者自立相談

自立相談支援センターで、生活での不安や悩み事を整理し、解消策と一緒に話し合い、自立した生活ができるようサポートします。

- 本所・市庁舎本館1階 社会福祉課内 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)

福祉情報をお届けします

社会福祉協議会の活動や福祉情報を多くの方々にご理解いただくために様々な広報活動を行っています。

- ◆社協だより「しあわせの架け橋」発行
- ◆ホームページの公開
 - ・社会福祉協議会
 - ・ボランティアセンター
 - ・西条市共同募金委員会
- ◆障害者相談支援センター機関紙発行
- ◆報告冊子の発行、その他



HPによる情報発信



社協だより年4回発行

福祉施設の指定管理業務を行っています

西条市内の福祉関係4施設の指定管理者として、施設の管理・運営を行っています(指定は5年更新)。

種別	施設名	所在地	電話番号
福祉センター	■西条市東予総合福祉センター	周布606-1	0898-64-2600
	■西条市小松地域福祉センター	小松町新屋敷乙48-1	0898-72-6363
高齢者福祉施設	■西条市丹原高齢者生活福祉センター	丹原町来見乙26-2	0898-73-2960
	■西条市小松生きがいデイサービスセンター	小松町新屋敷乙48-1	0898-72-6363



東予総合福祉センター



小松地域福祉センター



丹原高齢者生活福祉センター



小松生きがいデイサービスセンター

ほのぼの広場事業

「ほのぼの広場事業」は、児童クラブを利用する児童を主体として、支部社協や地域のふれあい・いきいきサロン等の福祉関係団体の協力のもと、児童と高齢者等が交流を通して異世代の相互理解を深めることで、ふれあいあふれる温かい地域づくりに資することを目的として実施しています。

生活福祉資金貸付事業

「生活福祉資金貸付事業」は、低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を営んでいただくことを目的とする貸付制度です。

＝貸付資金種類＝

- ◆総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ◆福祉資金 ◆緊急小口資金 ◆教育支援資金

高等学校生修学金事業

市内在住の高等学校生で、能力があるにもかかわらず経済上の理由により就学が困難な方に対して修学金を支給して将来の有用な人材を育成することを目的に実施しています。(篤志家の寄付金を基に運営)

- 月額 5,000円
- 修学旅行経費の概ね2分の1以内(1回限り)
- 各校5名以内

中学校卒業就職者激励事業

中学校を卒業し就職等をされる方に記念品を贈呈し激励しています。



出前講座事業

社協職員等が依頼のあった企業や地域に出向き、ボランティア活動や福祉等について説明しています。



屋内ゲートボール場すぱーく東予

「屋内ゲートボール場すぱーく東予」は、ゲートボールやクローカー、グラウンドゴルフ、テニスをはじめ様々なイベントが可能なコミュニティ施設です。



利用料	1コート1時間当たり	
	平日	土日・休日
市内在住者	300円	500円
市外在住者	500円	1,000円

所在地：西条市三芳366-1 TEL0898-66-4185

まごころ銀行

善意のご寄付の受入窓口として「まごころ銀行」を設置しています。ご寄付いただきました金品は寄付者のご意向に沿って福祉のために活用させていただきます。

- 金銭預託の受入
- 物品預託の受入

まごころ銀行に寄せられた寄付金により「まごころ銀行基金」を設立し、基金収入により「ふれあい・いきいきサロン」「敬老の家」等を実施しています。

歳末たすけあい事業

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として募金活動が行われます。

共同募金会からの配分金を活用し、新たな年を迎える時期に誰もが安心して暮らすことができるよう、支部社協が中心となって、激励金贈呈事業やしめ縄づくり、餅つき等の地域交流事業を行っています。



福祉用具貸出事業

■車イス
突発的なケガ、病気、旅行等で短期間のみ介護用具が必要となられた方に対して車イスを無料でお貸ししています。



■テント、折りたたみイス、イベント用具等地域福祉関連のイベント等の際は、テント等の用具貸出を行っています。※貸し出しは無料です。



声の広報発行事業

視覚障がいによって文字を読むことが困難な方のために、朗読ボランティアの協力を得て、市広報や公民館便りをテープに録音し、希望者にお届けしています。



ふれあいベンチ設置事業

地域の公園等、市民の皆様が集う場所に「ふれあいベンチ」を設置し、地域コミュニティの広がりをお手伝いしています。(年間30脚程度設置)



児童・生徒の福祉教育は 未来を担う青少年の 福祉の心をはぐくみます

福祉教育推進協力校の指定

次代を担う子どもたちが福祉とふれあうことで、福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを養い、ふれあいあふれるまちづくりを目的として、学校との連携による福祉教育を進めています。
福祉教育の推進にあたっては、より効果的に進めるために市内の小・中・高校全校を対象とし、希望する学校を「福祉教育推進協力校」に指定し活動支援を行っています。



＝福祉教育推進協力校の活動内容＝

- ◆福祉講演会の開催や学校での広報・啓発活動
- ◆福祉施設等の利用者との交流や介護等の体験活動
- ◆学校行事への高齢者、障がい者等の招待
- ◆近隣地域における各種のボランティア活動
- ◆福祉関係行事への参加
- ◆その他必要な事業

福祉体験学習の推進

児童・生徒の福祉教育を進めるために学校と連携し、学校や福祉センターを会場に様々な福祉・ボランティア体験を提供しています。
また、就学前の幼稚園・保育園児を対象に、遊びの中で福祉の体験を行う「なかよしきょうしつ」を実施しています。



■車イス体験



■手話体験



■高齢者体験



■点字体験



■講話、他



夏休みボランティアスクールの開校

小学4年生から中学生までを対象に「夏休みボランティアスクール」を開校しています。ボランティアスクールでは様々なボランティア活動体験・学習をととして福祉への理解を深めています。



ボランティアセンターは ボランティアに関する講座や活動支援を行い 福祉のまちづくりを進めます



ボランティアセンター

福祉のまちづくりを進めるうえで大きな力になっているのがボランティアパワーです。ボランティアであふれるまちづくりをめざしてボランティアセンターを本所及び西条支所に設置し、専任コーディネーターによる様々なボランティア講座の開催、ボランティアの活動の啓発やボランティアグループの支援を行っています。

＝ボランティアセンターの業務＝

- ◆各種情報提供（HPの運営、広報活動等）
- ◆ボランティア活動のマッチング
- ◆ボランティアグループの支援
- ◆ボランティアに関する相談
- ◆ボランティア講座の開催
- ◆ボランティア連絡協議会の運営協力
- ◆災害ボランティアセンターの啓発
- ◆ボランティア保険の諸手続
- ◆ボランティア交流室の運営



ボランティア講座の開催

「ボランティアをしたいけどどんな活動があるんだろう？」そんな方が増えています。
ボランティアセンターでは様々な講座を開催し、ボランティアの啓発や養成を行っています。

ボランティア講座（例）

シニアライフ応援講座	朗読奉仕員養成講座
災害ボランティア講座	要約筆記講座
ボランティア体験講座	点訳奉仕員養成講座
福祉体験ボランティア養成講座	手話奉仕員養成講座
	手話ステップアップ講座



ボランティア連絡協議会の支援

「西条市ボランティア連絡協議会」は、ボランティア団体相互、また関係諸団体との連絡協調と情報交換を行うとともに、ボランティア活動の発展を目的として、市内福祉関係ボランティア約30団体により組織されています。
ボランティアセンターが事務局を担当し、様々な支援を行っています。



災害ボランティアセンターへの対応

災害に備えて「西条市社会福祉協議会災害対応マニュアル」の策定や市防災訓練への参加、災害ボランティア講座の開催等をととして災害発生時への体制を整えています。



ボランティアセンター

本所 西条市周布606-1 西条市東予総合福祉センター内 0898-64-2600
西条 西条市神拝甲324-2 西条市総合福祉センター内 0897-53-0873
HP⇒「西条市ボランティアセンター」 E-mail volac@saijoshakyo.or.jp
◆開設日 月曜日～金曜日（祝日除く）